

平成31年1月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

議案第 1 号

新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例について

新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例

新庄市立学校設置条例（昭和46年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 小学校

校名	位置
新庄市立新庄小学校	新庄市城西町6番24号
新庄市立日新小学校	新庄市下金沢町16番4号
新庄市立本合海小学校	新庄市大字本合海128番地
新庄市立升形小学校	新庄市大字升形800番地の9

(2) 中学校

校名	位置
新庄市立新庄中学校	新庄市堀端町5番81号
新庄市立日新中学校	新庄市大字松本136番地
新庄市立八向中学校	新庄市大字升形1647番地の24

(3) 義務教育学校

校名	位置
新庄市立明倫学園	新庄市十日町2675番地の3
新庄市立萩野学園	新庄市大字泉田字往還東398番地の1

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案の理由

沼田小学校、北辰小学校及び明倫中学校を廃止し、新たに明倫学園を設置するため、提案するものである。

新庄市立学校設置条例(昭和46年条例第12号)新旧対照表

現行	改正後 (案)																																																				
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める小学校、中学校及び義務教育学校を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新庄市立新庄小学校</td> <td>新庄市城西町6番24号</td> </tr> <tr> <td>同 沼田小学校</td> <td>同 十日町2701番地の2</td> </tr> <tr> <td>同 日新小学校</td> <td>同 下金沢町16番4号</td> </tr> <tr> <td>同 北辰小学校</td> <td>同 十日町732番地の5</td> </tr> <tr> <td>同 本合海小学校</td> <td>同 大字本合海128番地</td> </tr> <tr> <td>同 升形小学校</td> <td>同 大字升形800番地の9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新庄市立新庄中学校</td> <td>新庄市堀端町5番81号</td> </tr> <tr> <td>同 明倫中学校</td> <td>同 十日町2675番地の3</td> </tr> <tr> <td>同 日新中学校</td> <td>同 大字松本136番地</td> </tr> <tr> <td>同 八向中学校</td> <td>同 大字升形1647番地の24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 義務教育学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新庄市立萩野学園</td> <td>新庄市大字泉田字往還東398番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	校名	位置	新庄市立新庄小学校	新庄市城西町6番24号	同 沼田小学校	同 十日町2701番地の2	同 日新小学校	同 下金沢町16番4号	同 北辰小学校	同 十日町732番地の5	同 本合海小学校	同 大字本合海128番地	同 升形小学校	同 大字升形800番地の9	校名	位置	新庄市立新庄中学校	新庄市堀端町5番81号	同 明倫中学校	同 十日町2675番地の3	同 日新中学校	同 大字松本136番地	同 八向中学校	同 大字升形1647番地の24	校名	位置	新庄市立萩野学園	新庄市大字泉田字往還東398番地の1	<p>(設置)</p> <p>第2条 本市に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める小学校、中学校及び義務教育学校を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新庄市立新庄小学校</td> <td>新庄市城西町6番24号</td> </tr> <tr> <td>新庄市立日新小学校</td> <td>新庄市下金沢町16番4号</td> </tr> <tr> <td>新庄市立本合海小学校</td> <td>新庄市大字本合海128番地</td> </tr> <tr> <td>新庄市立升形小学校</td> <td>新庄市大字升形800番地の9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新庄市立新庄中学校</td> <td>新庄市堀端町5番81号</td> </tr> <tr> <td>新庄市立日新中学校</td> <td>新庄市大字松本136番地</td> </tr> <tr> <td>新庄市立八向中学校</td> <td>新庄市大字升形1647番地の24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 義務教育学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新庄市立明倫学園</td> <td>新庄市十日町2675番地の3</td> </tr> <tr> <td>新庄市立萩野学園</td> <td>新庄市大字泉田字往還東398番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	校名	位置	新庄市立新庄小学校	新庄市城西町6番24号	新庄市立日新小学校	新庄市下金沢町16番4号	新庄市立本合海小学校	新庄市大字本合海128番地	新庄市立升形小学校	新庄市大字升形800番地の9	校名	位置	新庄市立新庄中学校	新庄市堀端町5番81号	新庄市立日新中学校	新庄市大字松本136番地	新庄市立八向中学校	新庄市大字升形1647番地の24	校名	位置	新庄市立明倫学園	新庄市十日町2675番地の3	新庄市立萩野学園	新庄市大字泉田字往還東398番地の1
校名	位置																																																				
新庄市立新庄小学校	新庄市城西町6番24号																																																				
同 沼田小学校	同 十日町2701番地の2																																																				
同 日新小学校	同 下金沢町16番4号																																																				
同 北辰小学校	同 十日町732番地の5																																																				
同 本合海小学校	同 大字本合海128番地																																																				
同 升形小学校	同 大字升形800番地の9																																																				
校名	位置																																																				
新庄市立新庄中学校	新庄市堀端町5番81号																																																				
同 明倫中学校	同 十日町2675番地の3																																																				
同 日新中学校	同 大字松本136番地																																																				
同 八向中学校	同 大字升形1647番地の24																																																				
校名	位置																																																				
新庄市立萩野学園	新庄市大字泉田字往還東398番地の1																																																				
校名	位置																																																				
新庄市立新庄小学校	新庄市城西町6番24号																																																				
新庄市立日新小学校	新庄市下金沢町16番4号																																																				
新庄市立本合海小学校	新庄市大字本合海128番地																																																				
新庄市立升形小学校	新庄市大字升形800番地の9																																																				
校名	位置																																																				
新庄市立新庄中学校	新庄市堀端町5番81号																																																				
新庄市立日新中学校	新庄市大字松本136番地																																																				
新庄市立八向中学校	新庄市大字升形1647番地の24																																																				
校名	位置																																																				
新庄市立明倫学園	新庄市十日町2675番地の3																																																				
新庄市立萩野学園	新庄市大字泉田字往還東398番地の1																																																				

議案第 2 号

新庄市教育委員会公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則について

新庄市教育委員会公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

新庄市教育委員会公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新庄市教育委員会公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公募の旨を公告し、及び市の広報紙への掲載その他広く市民が周知できる」を「次に掲げる方法のうち全部又は一部の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 新庄市教育委員会公告式規則（昭和27年教育委員会規則第1号）第2条第3項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市の広報への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

第2条第2項第4号中「次条第3項各号」を「次条第2項各号」に改める。

第3条第2項第1号中「寄付行為」を「寄附行為」に改める。

第4条第3項第2号中「、教育委員会が」を「又は教育委員会が」に改める。

第5条中「指定管理者指定書」を「指定管理者指定通知書」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（指定等の告示）

第6条 教育委員会は、条例第4条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。条例第7条の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号

年 月 日

新庄市教育委員会教育長

団体名

団体所在地

代表者名

印

指定管理者指定申請書

に係る指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり
関係書類を添付して申請します。

記

添付書類

- ・ 事業計画書
- ・ 定款、寄附行為、規約その他これらに関する書類
- ・ 該当団体の経営状況を説明する書類
- ・ 管理に係る収支計画書
- ・ その他市長が必要と認める書類

様式第2号

第 号
年 月 日

指定管理者指定通知書

様

新庄市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、貴法人（団体）を指定管理者として指定します。

- 1 施設の名称
- 2 指定の期間

指定管理者が行う施設の管理及び業務の範囲については、条例、規則等に定めるほか、詳細については協定によるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案の理由

公の施設の指定管理者になろうとする団体の公募の方法、並びに指定等の告示について定めるとともに、文言の整理のために必要な改正を行うものである。

新庄市教育委員会公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(募集)</p> <p>第2条 条例第2条の本文に規定する公募の方法は、<u>公募の旨を公告し、及び市の広報紙への掲載その他広く市民が周知できる方法により行うものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>2 新庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項の公募を行うときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次条第3項各号に掲げる書類の内容</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(申請の書類)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 申請書には、<u>条例第3条に規定する事業計画書(以下「事業計画書」という。)</u>のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 定款、<u>寄付行為</u>、規約その他これらに類する書類</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(指定管理者候補選定委員会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(募集)</p> <p>第2条 条例第2条の本文に規定する公募の方法は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の<u>により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>新庄市教育委員会公告式規則(昭和27年教育委員会規則第1号)第2条第3項に規定する掲示場への掲示</u></p> <p>(2) <u>市の広報への掲載</u></p> <p>(3) <u>市のホームページへの掲載</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法</u></p> <p>2 新庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項の公募を行うときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次条第2項各号に掲げる書類の内容</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(申請の書類)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 申請書には、<u>条例第3条に規定する事業計画書(以下「事業計画書」という。)</u>のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 定款、<u>寄附行為</u>、規約その他これらに類する書類</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(指定管理者候補選定委員会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

現行	改正後 (案)
<p>3 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長及び委員は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委員 市民の中から教育委員会が委嘱する者、職員の中から教育委員会が命じる者、当該公の施設の管理を所管する課等の長の職にある者、<u>教育委員会が</u> 市長の承認を得て指名する市長部局の職員</p> <p>4 (略)</p> <p>(指定通知)</p> <p>第5条 教育委員会は、条例第4条の規定による指定をしたときは、指定した団体に対し、<u>指定管理者指定書</u> (様式第2号)により通知するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(協定事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第2号 (略)</p>	<p>3 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長及び委員は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委員 市民の中から教育委員会が委嘱する者、職員の中から教育委員会が命じる者、当該公の施設の管理を所管する課等の長の職にある者又は<u>教育委員会が</u>市長の承認を得て指名する市長部局の職員</p> <p>4 (略)</p> <p>(指定通知)</p> <p>第5条 教育委員会は、条例第4条の規定による指定をしたときは、指定した団体に対し、<u>指定管理者指定通知書</u> (様式第2号)により通知するものとする。</p> <p>(<u>指定等の告示</u>)</p> <p>第6条 <u>教育委員会は、条例第4条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。条例第7条の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</u></p> <p>(協定事項)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第2号 (略)</p>